

生駒市規則第 23 号

生駒市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 10 月 1 日

生駒市長 山下 真

生駒市会計規則の一部を改正する規則

生駒市会計規則（昭和 48 年 3 月生駒市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 59 条の次に次の 1 条を加える。

（つり銭用資金）

第 59 条の 2 会計管理者は、必要と認めるときは、出納員に対し、つり銭として必要な資金（以下「つり銭用資金」という。）を交付し、保管を命ずることができる。

2 出納員は、会計年度が終了したとき、又はつり銭用資金を保管する必要がなくなったときは、速やかにつり銭用資金を会計管理者に返納しなければならない。

第 60 条第 1 項中「及び資金前途を受けた者」を「、資金前途を受けた者及びつり銭用資金の交付を受けた出納員」に改める。

第 61 条第 3 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 つり銭用資金の交付を受けた出納員は、その保管に係る現金を亡失したときは、直ちに理由及び経過を詳細に記入した書面により会計管理者に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。